

事務連絡  
平成31年4月17日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### 旅館業法に関するFAQの改定について

生活衛生関係営業への取組につきましては、平素より、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

旅館業法に関するFAQにつきましては、平成30年10月15日付け事務連絡「旅館業法FAQの発出について」でお示したところですが、このたび、下記の点を改定しましたのでお示しします。

今後必要に応じて改定し、随時お示しする予定である旨申し添えます。

#### 記

○「②取締りについて」の5の質問欄に文言適正化のため下線部を追記。

旅館業法第7条に規定されている  
→旅館業法第7条第2項に規定されている

○「②取締りについて」の5の2及び「④その他」の7及び8を追記。

以上